平成２７年（フ）第６０５７号
東京都多摩市聖ヶ丘１丁目19―２―302
債務者　高野　郁夫
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０６３号
東京都葛飾区奥戸４丁目15―４
債務者　山下惠美子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０７０号
埼玉県和光市新倉２丁目25―29―Ａ105
債務者　野間　靖子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０７１号
東京都大田区羽田３丁目１―７―306
債務者　内藤　公已
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０７５号
東京都日野市百草813―201
債務者　永野　由紀（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０７７号
東京都杉並区荻窪１丁目48―４
債務者　會田　和彦
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０７９号
東京都板橋区双葉町33―１　北村方305
債務者　菅井　克樹
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０８７号
東京都大田区田園調布南17―１―604
債務者　小林　幸子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０９２号
東京都江東区亀戸５丁目40―３―202
債務者　山本幸之助
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０９４号
東京都国分寺市光町１丁目１―15―211
債務者　徳永　光男
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０９５号
東京都あきる野市小川東１丁目21―97
債務者　薄井　陽子
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１０７号
東京都杉並区成田東１丁目６―12　第３石井荘103
債務者　鈴木　幸雄
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１０８号
東京都杉並区成田東１丁目６―12　第３石井荘103
債務者　鈴木きよ子
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１０９号
東京都葛飾区立石１丁目１―２
債務者　藤本　浩之
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１１０号
東京都国立市青柳１丁目35―２　クリオ国立西壱番館202
債務者　内海　良太
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１１１号
東京都国立市青柳１丁目35―２　クリオ国立西壱番館202
債務者　内海　陽子
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部